

電気軽自動車減税

1 目 的

電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税を減免することで、移動の低炭素化を促進します。

2 対 象

減免対象となるのは、以下の要件を満たす軽自動車等です。

- (1) 電気のみを動力源とする軽自動車（二輪車を除く）およびミニカーであること
- (2) 令和7年4月1日から令和10年3月31日までに新車登録されたものであること（中古車は対象となりません）

3 減免内容

- (1) 対象税目 軽自動車税（種別割）
- (2) 減免期間 新車登録後、初めて課税される年度から3か年
- (3) 減免割合 全部（10／10）減免

4 手続き

対象車両の新車登録手続きが完了してから、軽自動車税の納期限（5月末）までに、以下の書類を揃えて減免申請をしてください。

【必要書類】

- ・ 減免申請書
- ・ 自動車検査証の写し（軽自動車の場合）
- ・ 購入をした事実が確認できる書類（ミニカーの場合）

5 お問い合わせ先

市民税課 軽自担当（豊田市役所南庁舎2F）電話 34-6877（直通）

※対象となる軽自動車等は、「豊田市エコファミリー支援補助金（次世代自動車購入に対する補助）」の対象になる場合があります。詳しくは、環境政策課補助金窓口（電話 41-7391）へお問い合わせください。

